

患者サロンの貸切り利用を希望する患者団体の皆様へ

患者団体の皆様が、患者さんのためのイベントの開催等で患者サロンを貸切りでご利用いただけます。

※定員は10名程度です。

◎患者サロンを貸切り利用できる患者団体

当院が利用を承認し、登録をした患者支援活動を行っている団体です。

◎患者サロン貸出時間

月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く。）の午前9時から午後5時までの間で、利用が認められた時間です。

☆貸切り利用の手続

1 患者団体の事前登録手続

患者サロンを貸切りで利用する場合は、事前に患者団体登録する必要があります。
「患者団体登録申請書」にご記入の上、ご提出ください。

登録の有効期間は2か年です。有効期間の間は、貸切り利用申請のみで結構です。
期間満了後に再度登録を希望する場合は、あらためて申請をお願いします。

2 貸切り利用申請

「都立駒込病院患者サロン利用申請書」に必要事項を記入の上、利用予定日の14日前までにご提出ください。利用申請の内容を確認し、利用の承認を決定した場合は「都立駒込病院患者サロン利用承認通知書」を、申請書に記載されている申請者連絡先の住所に郵送いたします。また、利用の不承認を決定した場合も、都立病院患者サロン利用不承認通知書により、お知らせいたします。

利用予定日の5日前までに通知が届かない場合は、お手数をおかけしますが、お問合せ先までご連絡ください。

3 申請書の提出先

(1) 直接お持ちいただく場合

相談支援センター受付

(2) 郵送又はメールでお送りいただく場合

都立駒込病院 事務局 庶務課 がん拠点事務局
〒113-8677 東京都文京区本駒込三丁目18番22号
TEL 03-3823-2101(内5156)
E-mail kyotenjimukyoku@cick.jp



◎患者サロン利用料

患者サロン施設利用に関わる料金（光熱費等）については、患者さん相互の交流、情報交換、学習等の利用目的を考慮して、無料です。その他発生する経費につきましては利用者の負担でお願いします。

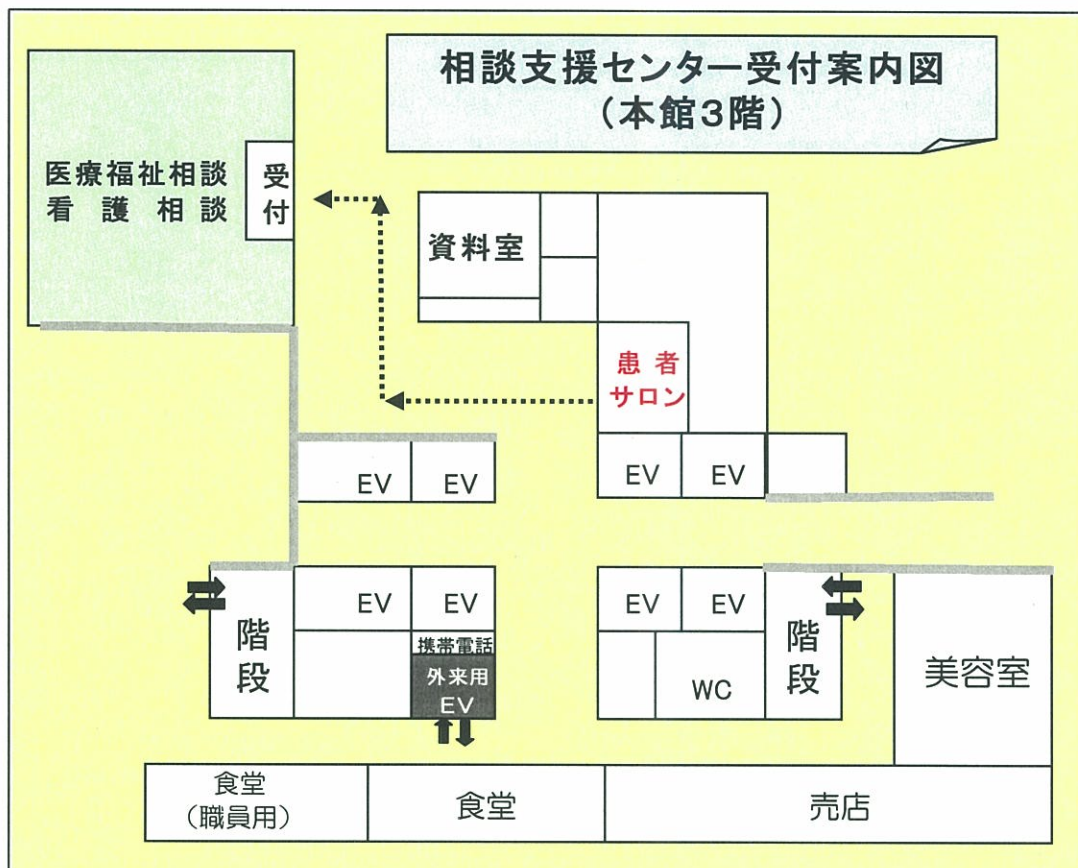
◎患者サロン利用上のお願い

患者サロンの利用に当たっては、次のような行為はご遠慮願います。そうした行為が認められた場合は、今後の患者サロンの貸出しを行わないこともありますので、ご注意ください。

- ※ 喫煙・飲酒・火気の使用など他の人の迷惑になる行為
- ※ サロン内で知り得た個人情報を利用したり、口外すること。
- ※ 政治活動や宗教活動、健康補助食品、民間療法、健康器具などの販売斡旋行為
- ※ その他公序良俗に反する行為

◎お問合せ先

都立駒込病院 事務局 庶務課 がん拠点事務局
〒113-8677 東京都文京区本駒込三丁目 18 番 22 号
TEL 03-3823-2101 (内 5156)
E-mail kyotenjimukyoku@cick.jp



患者団体登録申請書

都立駒込病院院長 あて

年 月 日

フリガナ	
団体名	
フリガナ	
代表者氏名	
代表者連絡先	住所 (〒 -)
	電話番号 () -
	FAX () -
	E-Mail
	ホームページ

設立時期	年 月 日
活動内容	
活動地域	
入会条件	
会員数	名
会員名簿有無	あり ・ なし
その他	

※「役員名簿」及び「活動内容の詳細がわかる文書」を添付してください。

都立駒込病院患者サロン利用申請書

年 月 日

都立駒込病院長 あて

団 体 名
代表者名
(申請者連絡先)
申請者氏名
申請者住所
申請者電話番号

年 月 日 時 分 ～ 時 分まで

患者サロン利用について許可を受けたいので、申請します。

なお、利用にあたっては都立駒込病院患者サロンの患者団体利用に係る運用
規程に従うことを誓約します。

◎利用内容

◎利用人数

※利用内容のわかる文書・チラシ等があれば添付してください。